令和７年度地方債計画
（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、％）

項目	令和７年度計画額(A)	令和６年度計画額(B)	差引 (A)—(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一般会計事業債	10	1	9	900.0
公営住宅建設事業	1	1	0	0.0
災害復旧事業	1	1	0	0.0
一般単独事業				
公営企業債	3	4	△ 1	△ 25.0
水道事業				
国の予算等貸付金債	（ 1）	（ 1）	（ 0）	（ 0.0）
総計	（ 1）	（ 1）	（ 0）	（ 0.0）
	15	7	8	114.3
内訳 普通会計分	11	2	9	450.0
公営企業会計等分	4	5	△ 1	△ 20.0
資金区分 公的資金	11	6	5	83.3
財政融資資金	4	1	3	300.0
地方公共団体金融機構資金	（ 1）	（ 1）	（ 0）	（ 0.0）
（国の予算等貸付金）				

その他同意等の見込まれる項目

1　東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

2　上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

3　上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省告示第十号

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を、財務大臣が特に指示する場合のほか、次のように定め、令和八年四月一日から適用し、支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和七年一月財務省告示第二号）は、同日から廃止する。

令和八年一月九日

財務大臣　片山さつき

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨一四九円

二　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一九五円

三　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一六六円

四　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨九六円

五　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨一〇七円

六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨一一四円

七　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨一七七円

八　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一五円

九　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨四四九円

十　中華人民共和国（香港特別行政区）通貨　一香港・ドルにつき本邦通貨一九円

十一　デンマーク通貨　一デンマーク・クローネにつき本邦通貨二二円

十二　ノルウェー通貨　一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一四円

十三　ロシア通貨　一〇〇ルーブルにつき本邦通貨一七二円

十四　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨四一円

十五　チェコ通貨　一〇〇コルナにつき本邦通貨六六九円

十六　ニュージーランド通貨　一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨八七円

十七　サウジアラビア通貨　一リヤールにつき本邦通貨四〇円

十八　インド通貨　一〇〇ルピーにつき本邦通貨一七三円

○財務省告示第十一号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を次のように定め、令和八年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和七年一月財務省告示第三号）は、同日から廃止する。

令和八年一月九日

財務大臣　片山さつき

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨一四九円

二　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一六六円

三　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一五円

四　ブラジル通貨　一ヘアルにつき本邦通貨二六円

五　ウルグアイ通貨　一〇〇ウルグアイ・ペソにつき本邦通貨三五七円

六　インド通貨　一〇〇インド・ルピーにつき本邦通貨一七三円

七　パキスタン通貨　一〇〇パキスタン・ルピーにつき本邦通貨五三円

八　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨四四九円

九　ミャンマー通貨　一、〇〇〇チャットにつき本邦通貨七一円

十　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨一〇七円

十一　メキシコ通貨　一〇〇メキシコ・ペソにつき本邦通貨七六三円

十二　ペルー通貨　一ソルにつき本邦通貨四一円

十三　インドネシア通貨　一〇、〇〇〇ルピアにつき本邦通貨九一円

十四　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一九五円

十五　中華人民共和国通貨　一元につき本邦通貨二一円

十六　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨一七七円

十七　スリランカ通貨　一〇〇スリランカ・ルピーにつき本邦通貨五〇円

十八　アルゼンチン通貨　一〇〇アルゼンチン・ペソにつき本邦通貨一三円

十九　大韓民国通貨　一〇〇ウォンにつき本邦通貨一一円

二十　フィリピン通貨　一〇〇フィリピン・ペソにつき本邦通貨二六〇円

二十一　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨九六円

二十二　トルコ通貨　一〇〇トルコ・リラにつき本邦通貨三八九円

二十三　ドミニカ共和国通貨　一〇〇ドミニカ・ペソにつき本邦通貨二四三円

二十四　チリ通貨　一〇〇チリ・ペソにつき本邦通貨一六円

二十五　ニュージーランド通貨　一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨八七円